

大学共同利用機関法人自然科学研究機構U R A職員就業規則

平成25年10月 1日

通 則 第 6 号

最終改正 令和 5年 9月21日

(目的)

第1条 この就業規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号。以下「職員就業規則」という。）第3条ただし書に基づき、U R A職員の就業について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この就業規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 U R A職員 研究力強化のための事業を担当する特任教授，特任准教授，特任講師，特任助教（以下「特任教員」という。），特任研究員及び特任専門員並びに大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第6条に定める研究教育職員，技術職員及び事務職員（以下「研究教育職員等」という。）をいう。
- 二 C R A職員 機構全体としての対応が必要となる活動を担当するU R A職員で，共創戦略統括本部に配置される者をいう。
- 三 D R A職員 自然科学研究分野における共同利用・共同研究のための環境整備及び研究者支援等の活動を担当するU R A職員で，研究力強化戦略室に配置される者をいう。

(職員就業規則の準用等)

第3条 U R A職員の就業に関し，この就業規則に定めのないものについては，職員就業規則を準用する。ただし，職員就業規則第12条，第28条及び第38条の規定は準用しない。

- 2 特任教員，特任研究員及び特任専門員のうち労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第24条の2の2第2項に定める業務に従事する者の勤務時間，休日，休暇等については，職員就業規則第2条第2号に定める研究教育職員とみなす。
- 3 U R A職員のうち特任教員の選考基準は，大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究教育職員等の選考基準（平成16年機構長決定）によるものとする。

(称号の付与等)

第4条 共創戦略統括本部長は，機構の運営上特に必要があると認める場合は，別に定める手続きを経て，C R A職員に担当分野を明記した特任部長又は特任課長等の称号を付与することができるものとする。

- 2 研究力強化戦略室長は、機関の運営上特に必要があると認める場合は、別に定める手続きを経て、D R A職員に担当分野を明記した特任部長又は特任課長等の称号を付与することができるものとする。

第5条 削除

(契約期間及び契約の更新)

- 第6条 U R A職員の契約期間は、3年（専門的知識等であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する者（以下「専門的知識等保有者」という。）は5年）以内の期間とする。

- 2 U R A職員の契約の更新は、U R A職員の勤務成績の評価に基づき行うものとし、採用の日から起算して3年（専門的知識等保有者は5年）を限度に更新することができる。ただし、研究力強化のための事業において必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、採用の日から起算して5年（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第15条の2第1項の規定の適用を受ける者にあつては、10年）を超えない範囲で更新することができる。

- 3 契約期間内に年齢が満65歳に達し、かつ、契約期間終了日が満65歳に達した日以後の最初の3月31日を越えることとなる場合には、採用又は契約を更新することができない。ただし、満65歳を超えて雇用することが必要となる特別の事情があり、別に定める手続きを経たときは、この限りでない。

- 4 機構長又は機関の長は、契約期間の満了により労働契約を終了させる場合（あらかじめ当該契約を更新しない旨明示しているものを除く。）には、少なくとも30日前までにその旨を予告しなければならない。

第7条 削除

(給与)

- 第8条 U R A職員の給与は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則（平成23年通則第5号。）第6条、第10条又は第14条の規定を準用し、機構長が決定する。

(配置換及び併任)

- 第9条 機構長又は機関の長は、研究教育職員等をU R A職員に配置換することができる。

- 2 研究教育職員等が、前項の規定により配置換した場合の当該研究教育職員等の給与及び退職手当等については、第3条の規定にかかわらず、職員就業規則を適用する。

- 3 機構長又は機関の長は、研究教育職員等をU R A職員に併任することができる。

(評価)

- 第10条 機構及び機関は、毎年度一定の時期に、その所属に係るU R A職員の勤務成績の評価を行うものとする。

- 2 前項の勤務成績の評価の実施方法等については、共創戦略統括本部長及び研究力強化

戦略室長がそれぞれ定めるところによる。

- 3 URA職員を研究教育職員等に配置換する場合は、第1項に定める勤務成績の評価を参考にしなければならない。

(その他)

第11条 この規則によりがたい特段の事情が生じた場合は、機構が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行し、改正後の第6条第2項の規定については平成31年1月17日から適用する。

附 則（令和2年10月22日改正）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月21日改正）

この規則は、令和5年10月1日から施行する。